

位置図

特記仕様書

【工事概要】

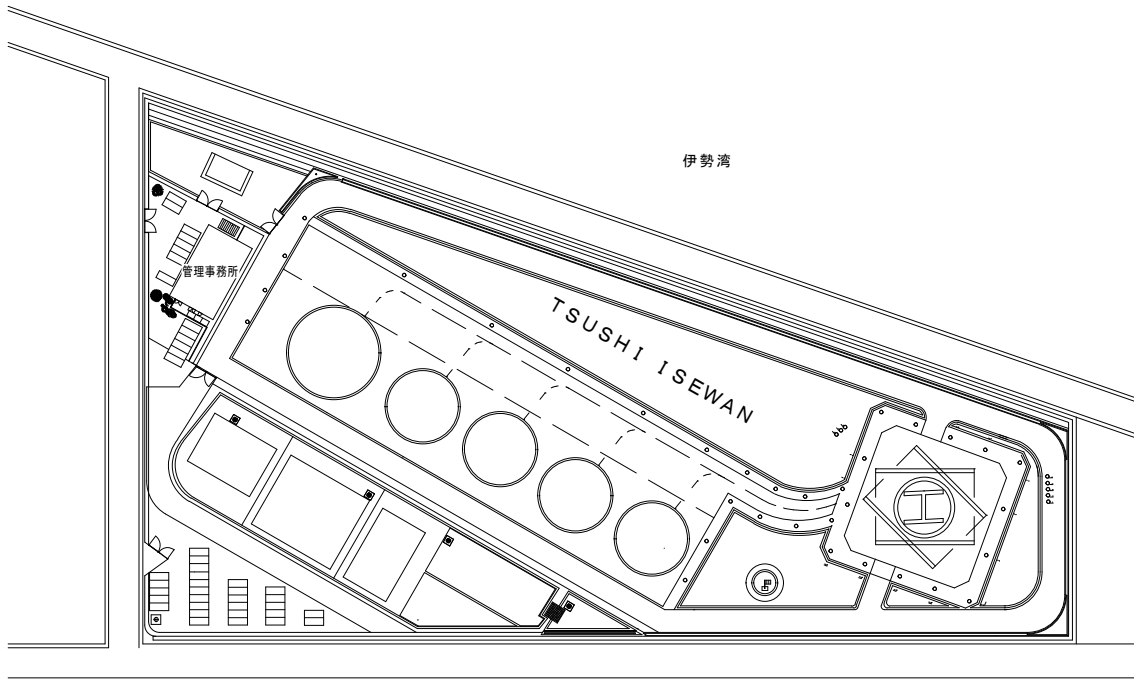
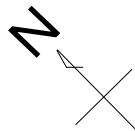
- ・本工事は、津市伊勢湾ヘリポートにおける、構内配電線路改修を行うものである。

【施工条件】

- ・作業日時は、事前に施設・担当課・監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、施設運営等に影響を与えない範囲とする。
- ・機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認図を提出すること。
- ・工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。

なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

- ・工事過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
- ・工事用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。
- ・工事の前後で電気設備の電圧測定・既設灯具の絶縁抵抗測定を行うこと。



配置図

【安全対策】

- ・工事用車両及び工事関係車両については、指定された場所(施設及び、市監督員と協議)に駐車するものとし、周辺道路等に駐車しないこと。
ただし、資材の搬入・搬出時には工事場所最寄りの出入口付近への一時的な駐車を可とするが、作業終了後は、速やかに車両を移動させること。

【適応基準】

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成28年版)
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編 平成28年版)
- ・その他関係法令

【撤去処分】

- ・本工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・工事完了後、速やかに施工報告書(マニフェストA・B・Dの写し等)を市監督員に提示すること。

津市伊勢湾ヘリポート航空灯火施設改修工事

縮尺

-

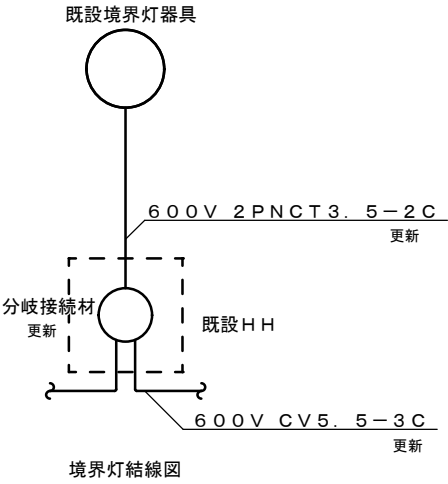
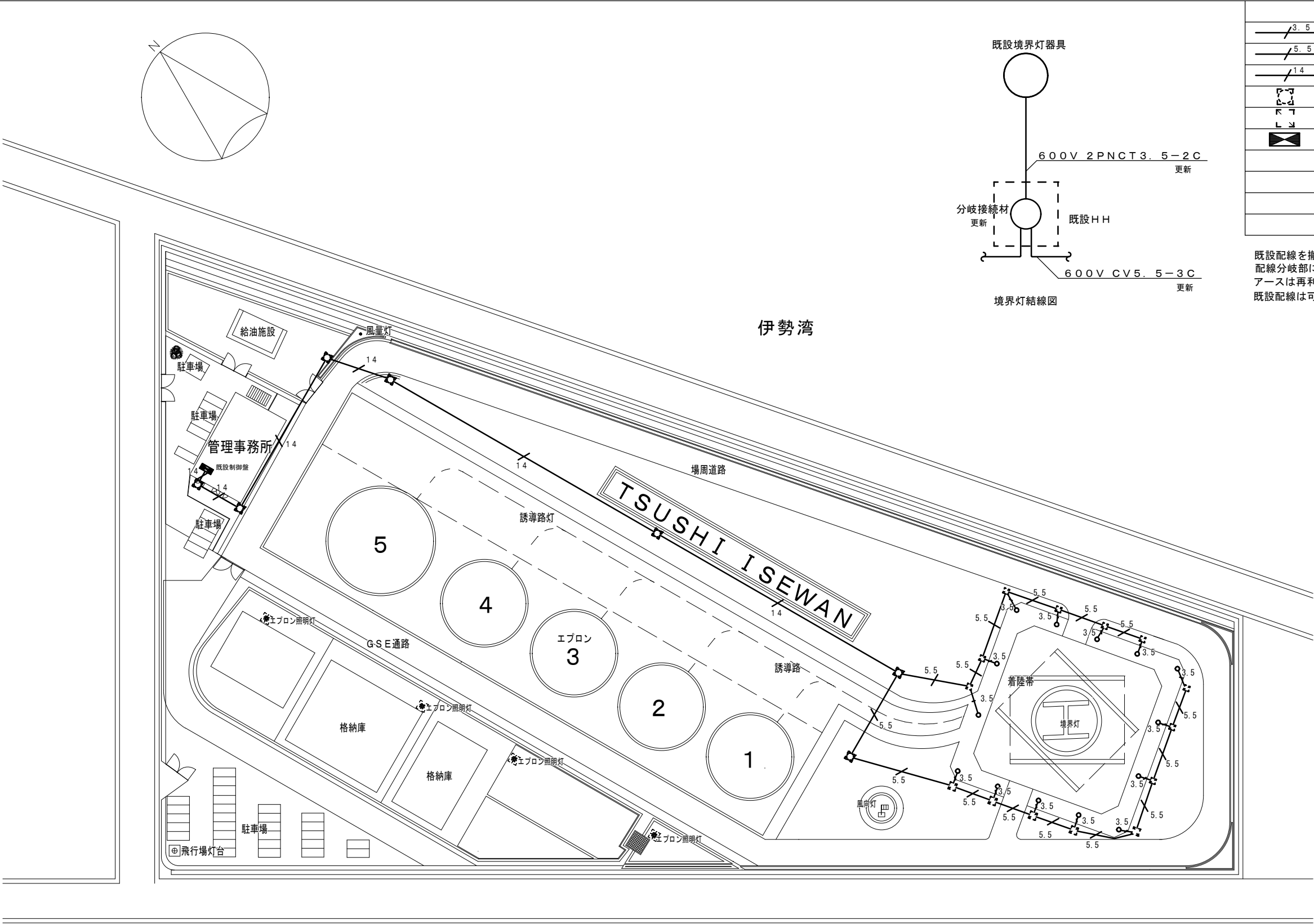
図面名称

配置図・位置図・特記仕様書

原図：A 3

津 市 建 設 部 営 繕 課

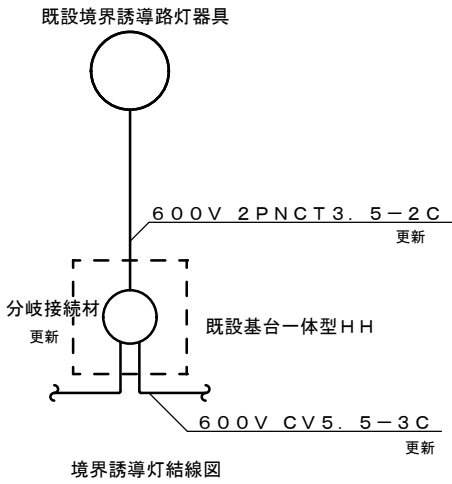
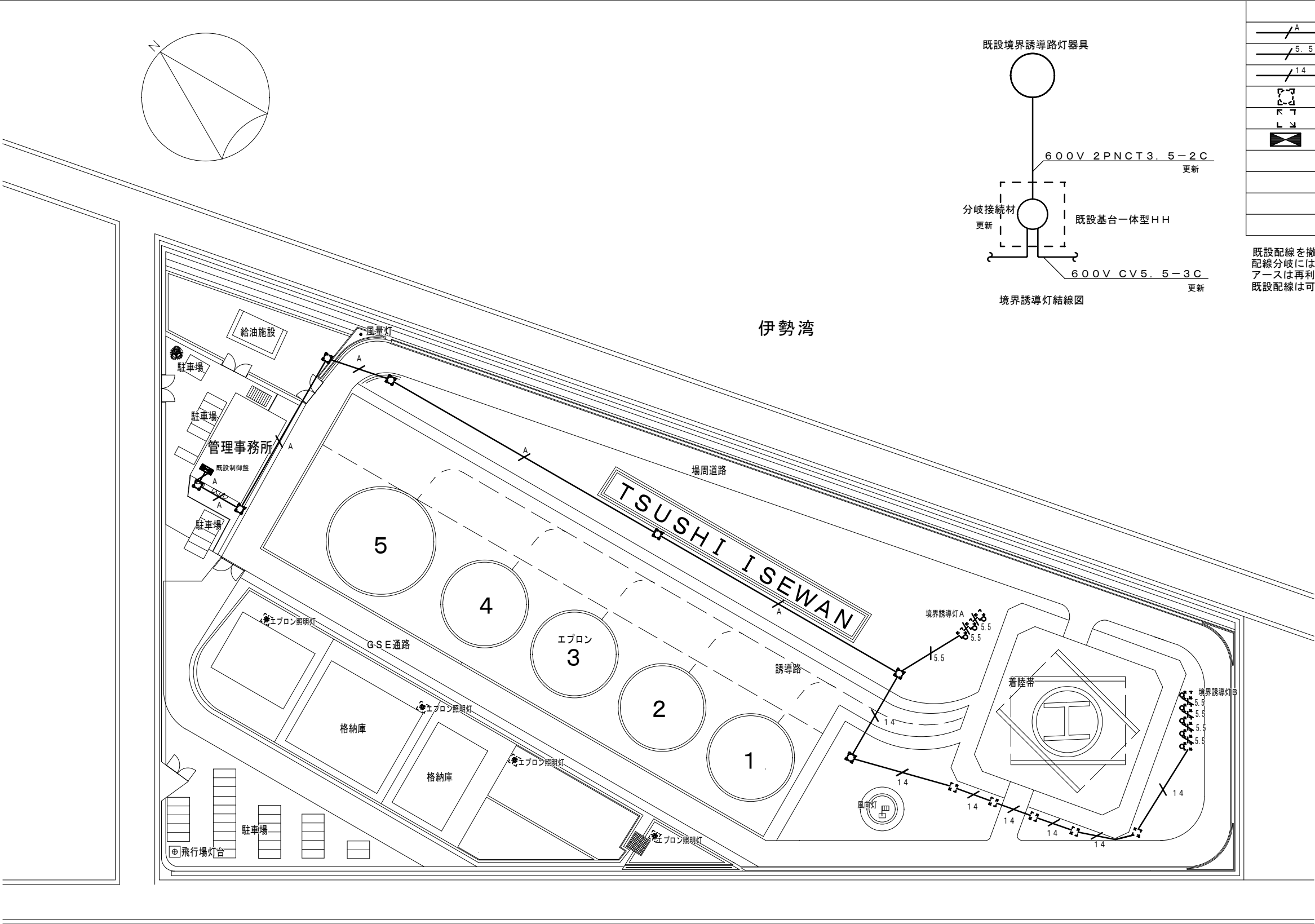
E-01



凡 例	
	PNCT3.5-2C (既設FEP)
	CV5.5-2C (既設FEP)
	CV1.4-2C (既設FEP)
	既設マンホール
	既設ハンドホール
	既設制御盤

既設配線を撤去、更新を行う。
配線分岐部には、分岐接続材を用いること
アースは再利用とする
既設配線は可能な限り分別し撤去とする

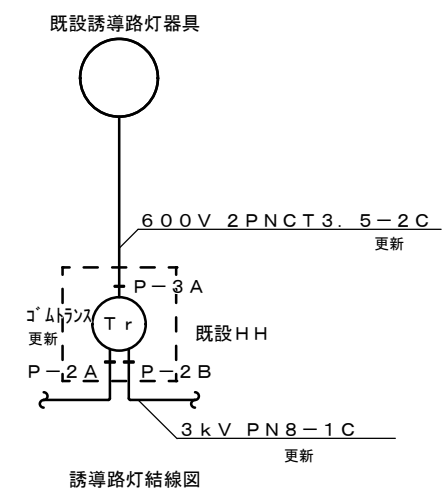
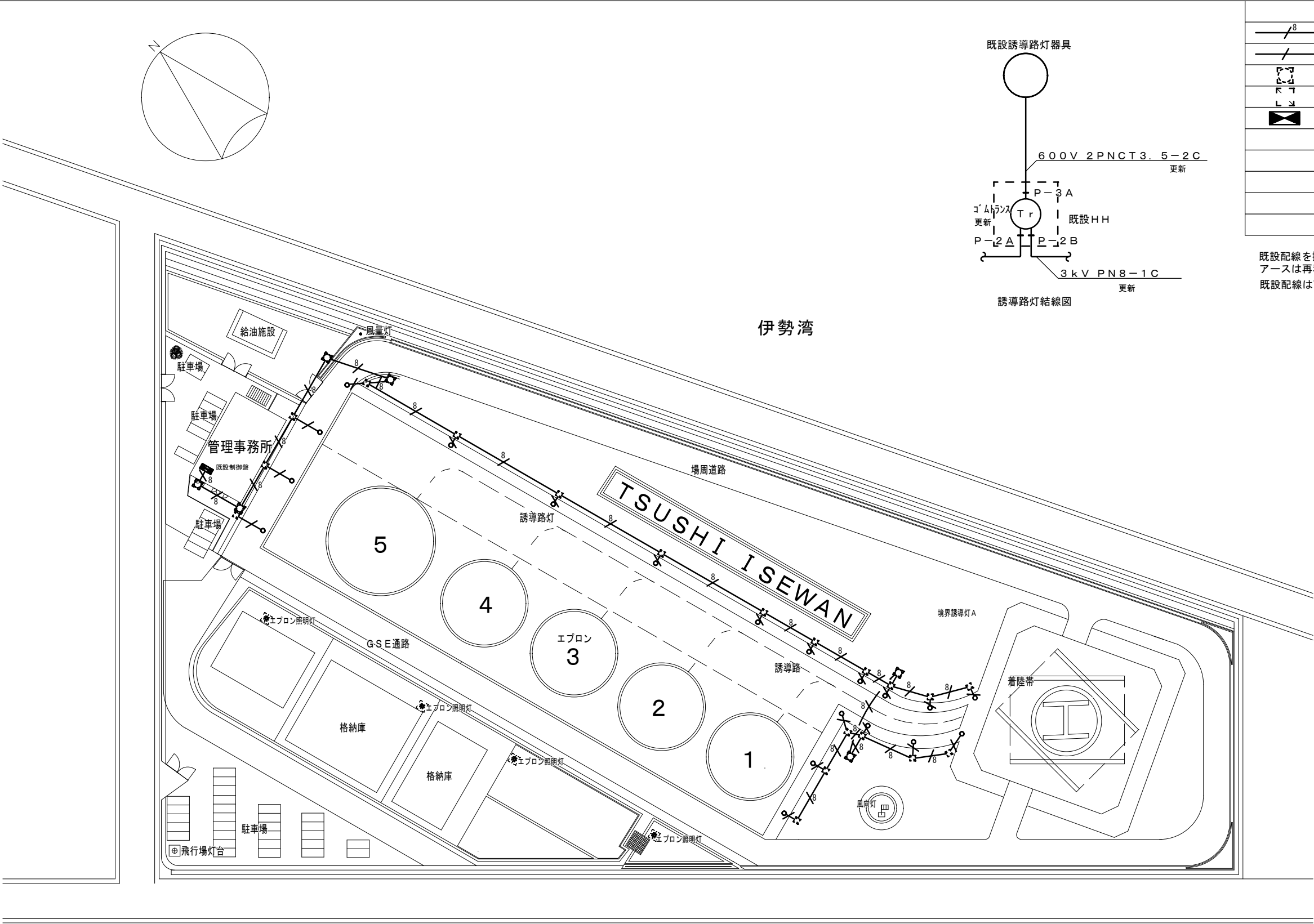
津市伊勢湾ヘリポート航空灯火施設改修工事		縮尺 1／1000
図面名称	境界灯平面図	原図：A3
津 市 建 設 部 営 繕 課		E-02



凡 例	
	CV5. 5-2C (既設FEP) 境界誘導灯A
	CV14-2C (既設FEP) 境界誘導灯B
	CV5. 5-2C (既設FEP)
	CV14-2C (既設FEP)
	既設マンホール
	既設ハンドホール
	既設制御盤

既設配線を撤去、更新を行う。
配線分岐には分岐接続材を使用すること
アースは再利用とする
既設配線は可能な限り分別し撤去とする

津市伊勢湾ヘリポート航空灯火施設改修工事		縮尺 1／1000
図面名称	境界誘導灯平面図	原図：A3
津 市 建 設 部 営 繕 課		E-03



凡 例	
	3 k V P N 8 - 1 C x 2 (既 設 F E P)
	2 P N C T 3 . 5 - 2 C (既 設 F E P)
	既 設 マ ン ホ ー ル
	既 設 ハ ン ド ホ ー ル
	既 設 制 御 盤

既設配線を撤去、更新を行う。
アースは再利用とする
既設配線は可能な限り分別し撤去とする

津市伊勢湾ヘリポート航空灯火施設改修工事		縮尺 1／1000
図面名称	誘導路灯平面図	原図：A3
		E-04